

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 4 号

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 6 項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 1 6 条第 1 0 項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第 2 5 条を第 2 6 条に、第 2 4 条を第 2 5 条とし、第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規則で定める期間）

第 2 4 条 条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 5 号

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改
正する規則

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第 1 3
号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を第 2 0 条とし、第 1 6 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等）

第 1 7 条 条例第 1 7 条の 2 の規定は、妊娠又は出産等についての申出をした会計
年度任用職員及び 3 歳に満たない子を養育する会計年度任用職員に対する意向確
認等について準用する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認
等）

第 1 8 条 条例第 1 7 条の 3 の規定は、条例第 1 5 条第 1 項に規定する配偶者等が
介護を必要とするに至った会計年度任用職員に対する意向確認等について準用す
る。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 1 9 条 条例第 1 7 条の 4 の規定は、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関す
る措置について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 6 条の次に 3 条
を加える改正規定のうち第 1 8 条及び第 1 9 条に係る部分、次項並びに附則第 3
項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、こ
の規則による改正後の刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（以下「改正後の規則」という。）第 17 条において準用する刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 30 号）による改正後の刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 3 号。以下「改正後の条例」という。）第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、改正後の規則第 17 条において準用する同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同条において準用する改正後の条例第 17 条の 2 の規定により講じられたものとみなす。

- 3 令和 7 年 9 月 30 日までの間における改正後の規則第 18 条及び第 19 条の規定の適用については、改正後の規則第 18 条中「第 17 条の 3」とあるのは「第 17 条の 2」と、改正後の規則第 19 条中「第 17 条の 4」とあるのは「第 17 条の 3」とする。

刈谷市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 36 号

刈谷市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

第 16 条第 1 項を次のように改める。

部分休業の承認の請求、育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出及び第 3 項変更は、部分休業簿により行うものとする。

第 16 条の 2 中「であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 37 号

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市税条例施行規則（昭和 45 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 71 号中	「	運 転 免 許 証	番 号	を	「	運 転 免 許 証 又 は 特 定 免 許 情 報	番 号	」
			交 付 年 月 日				運 転 免 許 の 年 月 日	
			有 効 期 限				有 効 期 限	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 8 号

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則（令和元年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育所の部刈谷市立富士松南保育園の項及び刈谷市立東刈谷保育園の項を削り、同部刈谷市立日高乳児園の項の次に次のように加える。

刈谷市立富士松南乳児園	1 6 0 人
-------------	---------

別表第 1 保育所の部に次のように加える。

刈谷市立東刈谷乳児園	1 8 0 人
------------	---------

別表第 2 C 1 の項中「備考第 7 項」を「備考第 5 項」に改め、同表備考第 3 項第 1 号中「児童」の次に「（特定被監護者等のうち、その出生が最も早いものが子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 条第 1 項に規定する子ども（以下「子ども」という。）でない場合に限る。）」を加え、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）子ども・子育て支援法施行令第 1 4 条第 1 号に掲げる満 3 歳未満保育

認定子どもである児童（前号に規定する場合以外の場合に限る。） 0 円

別表第 2 備考第 4 項中「子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 条第 1 項に規定する」を削り、「3 人」を「2 人」に、「第 3 番目」を「第 2 番目」に改め、同表備考第 5 項を削り、同表備考第 6 項を同表備考第 5 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの規則による

改正後の刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第１の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

刈谷市立富士松南乳児園	刈谷市立富士松南保育園
刈谷市立東刈谷乳児園	刈谷市立東刈谷保育園

- 3 改正後の規則別表第２の規定は、令和７年１０月以後の月分の刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例（平成３１年条例第６号）第６条第１項に規定する保育料について適用し、同年９月分までの同項に規定する保育料については、なお従前の例による。

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 39 号

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 14 条第 4 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

附則第 7 項中「満 3 歳以上保育認定子どもにあつては別表第 2 に定める額とし」を削り、「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 B の項中「当該保護者」を「当該教育・保育給付認定保護者」に改め、C 1 の項中「備考第 7 項」を「備考第 5 項」に改め、同表備考第 3 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」の次に「(特定被監護者等のうち、その出生が最も早いものが子どもでない場合に限る。)」を加え、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）政令第 14 条第 1 号に掲げる満 3 歳未満保育認定子ども（前号に規定する場合以外の場合に限る。） 0 円

別表第 1 備考第 4 項中「3 人」を「2 人」に、「第 3 番目」を「第 2 番目」に改め、同表備考第 5 項を削り、同表備考第 6 項中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同表備考第 5 項とし、同表を別表とする。

別表第 2 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項、第 14 条第 4 項及び附則第 7 項の改正規定、別表第 1 を別表とする改正規定並びに別表第 2 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の刈谷市子ども・子育て支援法施行細則別表の規定は、令和 7 年 10 月以後の月分の利用者負担額及び特定保育所保育料について適用し、同年 9 月分までの利用者負担額及び特定保育所保育料については、なお従前の例

による。

刈谷市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 4 0 号

刈谷市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 5 号（表）中

「

収入、預貯金等の状況	☐ 生活保護受給者		
	☐ 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者であって、預貯金等の金額の合計額が 2, 0 0 0 万円（配偶者「無」の場合は、1, 0 0 0 万円）以下		
	第 1 号被保険者である場合	☐ 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額 8 0 万円以下、かつ、預貯金等の金額の合計額が 1, 6 5 0 万円（配偶者「無」の場合は、6 5 0 万円）以下	
		☐ 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額 8 0 万円超 1 2 0 万円以下、かつ、預貯金等の金額の合計額が 1, 5 5 0 万円（配偶者「無」の場合は、5 5 0 万円）以下	
		☐ 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額 1 2 0 万円超、かつ、預貯金等の金額の合計額が 1, 5 0 0 万円（配偶者「無」の場合は、5 0 0 万円）以下	
	☐ 市町村民税世帯非課税である第 2 号被保険者であって、預貯金等の金額の合計額が 2, 0 0 0 万円（配偶者「無」の場合は、1, 0 0 0 万円）以下 受給している非課税年金（無・遺族年金・障害年金）		
	種 別	本 人	配 偶 者
	預 貯 金 額	円	円
	現 金	円	円
	有 価 証 券	無 ・ 有（評価概算額）円	無 ・ 有（評価概算額）円
負 債	無 ・ 有円	無 ・ 有円	
そ の 他	無 ・ 有（種類）円	無 ・ 有（種類）円	
計	円	円	

」

を

「

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	
	☐	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と非課税年金【遺族年金・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額８０９，０００円以下です。	
	☐	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と非課税年金【遺族年金・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額８０９，０００円を超え、１２０万円以下です。	
	☐	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と非課税年金【遺族年金・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額１２０万円を超えます。	
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が、収入等に関する申告の区分に応じた次の基準額以下です。 ②１，０００万円（夫婦の場合は２，０００万円）、③６５０万円（夫婦の場合は１，６５０万円）、 ④５５０万円（夫婦の場合は１，５５０万円）、⑤５００万円（夫婦の場合は１，５００万円） ※第２号被保険者（４０歳以上６４歳以下）は１，０００万円（夫婦の場合は２，０００万円）	
	種別	本人	配偶者
	預貯金額	円	円
	現金	円	円
	有価証券	無・有（評価概算額） 円	無・有（評価概算額） 円
	負債	無・有 円	無・有 円
	その他	無・有（種類） 円	無・有（種類） 円
	計	円	円

」

に改める。

様式第２９号中「８０万円」を「８０９，０００円」に改める。

様式第３４号（その２）中「万円」を「円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第２５号及び様式第２９号の改正規定は、令和７年８月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和７年８月１日において現にある改正前の様式第２５号及び様式第２９号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。